

宿 泊 約 款

本約款の適用

第1条 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第2条 当ホテルは、次の場合には宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申込がこの規約によらないものであるとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規約又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとするものが、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、設備の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 東京都旅館業法施工条例第14条の規定する場合に該当するとき。
 - a. 泥酔し又は言動が著しく異常であつて他の宿泊客に不快感を抱かせると認められるとき。
 - b. 身体衣服が著しく不潔で他の宿泊客に不快感を抱かせると認められるとき。

氏名等の明示明告

第3条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申込（以下「宿泊予約の申込」という。）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明示を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、住所、電話番号、性別、国籍及び職業。
- (2) その他当ホテルが必要と認めた事項。

予約金

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込をお引受けした場合に、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日を超る場合には3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

2 前項の予約金は、次項の定める場合に該当するときは同条の違約金に該当し、残額があれば返還します。

予約の解除

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したいときは「違約金申受け規定」により違約金を申受けます。ただし、団体客（ベイキングメンバー6名以上のものをいう。以下同じ。）の一部に解除があった場合には宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約のお申込みをお引受した場合には、そのお引受した日。）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には切り上げる。）については、この限りではありません。

2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の22:00（あらかじめ予定到着時刻の明示がされている場合にはその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときには、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由であることを証明したときは、第一項の違約金はいただきません。

第6条 当ホテルは別に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

(1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。

(2) 第3条第1号の次項の明示を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明示されないとき。

2 宿泊予約を解除したとき予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第7条 宿泊者はホテルのフロントオフィスにおいて次の事項を当ホテルに登録してください。

(1) 第3条第1号の事項。

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、日本上陸地、及び、上陸年月日。

チェックアウトタイム及び追加料金

第8条 宿泊者が当ホテルの客室をお空けいただく時刻（チェックアウトタイム）は午前10:00とします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に挙げるとおり追加料金を申受けます。

(1) シングル：1時間 ¥1,000

(2) ダブル：1時間¥1,200

(3) ツイン/コンパクトツイン：1時間¥1,500

(4) トリプル利用：1時間¥1,700

(5) 15:00以降 室料金の全額

料金の支払い

第9条 料金の支払いは、通貨又は、当ホテルが認めたクレジットカード若しくはクーポン券により、宿泊者の到着の際又は当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントオフィスにおいて行っていただきます。

2 宿泊者が客室の使用を開始した後任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申受けます。

利用規則の遵守

第10条 宿泊者は当ホテル内において、当ホテルが定めて別紙に掲載した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第11条 当ホテルはお引受した宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条第3号から第7号までに該当することになったとき。
- (2) 前条の利用規約に従わないとき。

宿泊の責任

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当フロントオフィスにおいて、宿泊の登録を行ったとき、又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するために客室を空けたときに終わります。

- 2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一のまたは類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供の継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

違約金申受け規定

予約解除を受けた日		不 泊	当 日	前 日	3 日 前	5 日 前	10 日 前
一 般	5名まで	100%	80%	20%			
団 体	6名～50名まで	100%	100%	100%	80%	50%	20%

備考1：％は宿泊料に対する違約金の比率です。

- 2：予約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分（初日）の違約金を収受します。

当ホテルの責任

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

寄託物等の取扱い

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を話し合いの上賠償します。

- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は、現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を話し合いの上賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 15 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

駐車場の責任

第 16 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第 17 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。